

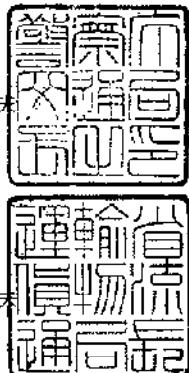


特別積合せ貨物運送事業の許可申請事案の調査の際ににおける都道府県公安委員会の意見聴取等に関する覚書

警察庁内規第20号
貨陸第56号
平成元年3月27日

警察庁交通局長
内田文夫

運輸省貨物流通局長
大塚秀夫



運輸省と警察庁とは、一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものに限る。以下「特別積合せ貨物運送事業」という。）の許可申請事案の調査における都道府県公安委員会の意見聴取等に関する覚書を以下のように申し合わせる。

（公安委員会の意見聴取）

第1条 地方運輸局長は、特別積合せ貨物運送事業の許可の申請事案の調査をするときは、当該事案に係る道路における交通の安全と円滑に関して、関係都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の意見を聴取するものとする。ただし、当該事案が軽微な場合であって、交通の安全と円滑に関して支障がないと認められるときは、この限りでない。

（公安委員会の意見書の提出）

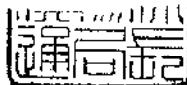
第2条 公安委員会は、前条の規定により地方運輸局長から意見を求められたときは運輸局長に対し、当該事案に係る道路における交通の安全と円滑に関して次の各号に掲げる事項を記載した意見書を提出するものとする。

- (1) 営業区域において特に考慮を要する交通量及び交通事故発生状況
- (2) 営業区域における交通事故危険箇所の有無
- (3) 営業区域において特に考慮を要する交通規制の状況
- (4) 自動車車庫（新設する場合に限る。）、営業所等の適否
- (5) 前各号に掲げる事項からみた総合的意見
- (6) 交通の安全と円滑を図るため公安委員会において行うべき必要な措置があるときは、当該措置及びこれに要する予定期間

2 公安委員会は、前項の意見の作成に際しては、特別積合せ貨物運送事業の公共性を考慮するものとする。

3 第1項の意見書は、意見を求める旨の文書を受領した日から2週間以内（地方運輸局長がこれと異なる期限を指定したときは、当該指定した日まで）に提出するものとする。

4 地方運輸局長が、前項の期限までに意見書の提出を受けなかったときは、交通の安全と円滑に関し



て支障がない旨の公安委員会の意見書の提出があったものとみなすものとする。

(公安委員会への処分の通知)

第3条 地方運輸局長は、前条第1項の規定により意見書の提出があった事案（同条第4項の規定により意見書の提出があったものとみなされる事案を含む。）について処分があったときは、遅滞なく、処分の内容及び公安委員会の意見により行った措置を公安委員会に通知するものとする。

(認可申請事案への準用)

第4条 前3条の規定は、事業計画の変更の認可の申請事案のうち、次に掲げるものの調査をする場合について準用する。

- 特別積合せ貨物運送事業の自動車車庫、若しくは営業所の新設又はこれらの位置の変更に関するもの

(連絡の保持)

第5条 貨物物流連局長、地方運輸局長及び陸運支局長並びに交通局長、管区警察局長及び公安委員会は、前4条に定めるもののほか、特別積合せ貨物運送事業について常に相互に密接な連絡を保ち、必要に応じて意見の交換、資料の提供、処分通知等を行い、これらの事業用自動車を運行する道路における交通の安全と円滑を図るものとする。

附 則

(適用期日)

- 1 この覚書は、貨物自動車運送事業法の施行の日から適用するものとする。

(旧覚書の扱い)

- 2 この覚書の適用開始後は、貨物自動車運送事業については、「路線を定める自動車運送事業の免許申請事案の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等に関する覚書」（昭和40年4月20日運輸事務次官、警察庁次長覚書。以下「旧覚書」という。）は適用せず、この覚書を適用する。

(経過規定)

- 3 この覚書適用の際現に旧覚書第1条の規定により公安委員会の意見を求めている事案についてはこの覚書第1条の規定により意見を求めたものとみなし、又はこの覚書適用の際現に旧覚書第2条及び第3条の規定により公安委員会の意見の提出があった事案（同覚書第3条の規定により意見の提出があったものとみなされる事案を含む。）についてはこの覚書第2条の規定により意見書の提出があつたものとみなして、それぞれこの覚書の規定を適用するものとする。